平成２１年（フ）第５４３号
北海道札幌市清田区清田10条３丁目19番18号
債務者　浦木九一郎
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月21日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４４号
北海道札幌市清田区清田10条３丁目19番18号
債務者　浦木　智子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月21日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５７号
北海道旭川市高砂台８丁目５番18号
債務者　増子　高子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１３号
釧路市鳥取北９丁目１番23号
債務者　貞金　　聡
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月９日午後４時25分
5　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１８０６号
京都府宇治市宇治半白26番地の25　パールハイツ小倉203号、前住所京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島208棟307号
債務者　角田　利香
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩橋　多恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２１９号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野202番地23
債務者　山本　幸治
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
愛媛県西宇和郡伊方町二見甲2814番地
債務者　神山　泰恵
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第４９５号
北海道亀田郡七飯町字大沼町190番地
債務者　竹田菜穂子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５０１号
函館市梁川町19番８号
債務者　野島　福英
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５１３号
函館市川原町10番９号
債務者　河村　芳恵
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５１８号
函館市昭和１丁目20番16号
債務者　濱田　志保
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２４２号
群馬県太田市浜町41番10―402号、住民票上の住所秋田県大館市花岡町字神山199番地24
債務者　山本ウメ子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２４３号
群馬県太田市鳥山上町1432番地６
債務者　寺田　時雄
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１２８号
静岡県富士宮市富士見ヶ丘1322番地　コーポベル103、住民票上の前住所静岡県富士宮市東阿幸地251番地　イースト阿幸地Ｂ―103
債務者　渡辺　光昭
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第７２号
岩手県宮古市南町８番１号
債務者　伊藤千加子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第１６８号
栃木県足利市山川町855番地１、前住所栃木県足利市寺岡町63番地
債務者　小野美佐子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部